

第 6 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部公開決定のうち、名古屋市緑区鳴海町字山下 1 番及び 2 番 1 と境界を接する市道松ヶ根台第 2 号線（以下「本件市道」という。）に係る道路区域線の証明願に添付されていた境界標引照図及び道路等の横断面図（以下「本件行政文書」という。）を作成した測量事務所（以下「本件測量事務所」という。）の住所、名称、電話番号及びファックス番号（以下これらを「本件測量事務所情報」という。）並びに土地家屋調査士（以下「本件土地家屋調査士」という。）の氏名（以下「本件氏名」という。）の部分为非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成18年 1 月 23 日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件市道の本来の幅員を示した図面の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）、並びに本件市道と道路境界に接している企業（以下「本件企業」という。）による不当な占有が認められた場合、なぜ長期間にわたり不当な占有を容認したかがわかる理由及び今後の対応方法を記した書面の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

2 同年 2 月 6 日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件行政文書を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

本件行政文書には、個人所有の土地の寸法等、特定の個人を識別することができる財産に関する情報（以下「本件財産情報」という。）が含まれており、通常他人に知られたくないと認められるため。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

本件行政文書には、本件測量事務所の住所、名称、印影等の情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきた

すものと認められるため。

3 同日、実施機関は、本件公開請求②に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

4 同年4月5日、異議申立人は、本件公開請求①に係る一部公開決定（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

不当占有があり、売却しようとしている敷地に本件市道の一部が含まれている可能性が極めて高いことから、名古屋市の財産を守るためにも再申請するものである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件行政文書は、道路を構成する敷地と隣接地との境界を明らかにするものであり、異議申立人が請求した本件市道の道路幅員を示すものである。

異議申立人は、道路の幅員について、管理の台帳等に何メートルの幅であることを、明らかにした上で管理しているはずであり、書面があるはずだと主張しているが、名古屋市の管理している道路全てについて、書面があるわけではない。本件市道に関して、道路の幅員を明確にした図面を調査したが、本件市道の図面は見つからなかった。

本件市道については、本件企業から提出された本件行政文書があったため、請求内容と同等のものを示す図面であるとして、公開したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

以下の２点が争点となっている。

- (1) 本件市道の本来の幅員を示した図面として、本件行政文書以外に対象となる行政文書が存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書が条例第７条第１項第１号又は第２号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第１条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 争点①について

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件企業から提出された道路区域線の証明願の添付図書のうち境界標引照図及び道路等の横断面図を特定したものである。

道路区域線の証明願は、道路等と隣接地との境界を明らかにすること（以下「境界明示」という。）を目的として、道路管理者に対して道路を構成する敷地の範囲（以下「道路区域線」という。）の証明を求めるものであり、道路の隣接所有者が土木事務所長と境界の確認後６か月以内に、境界明示の結果について証明を求める場合に必要となる書類である。また、道路区域線の証明願をする際には、証明する土地の地図（公図）の写し、証明する土地の測量図、道路等との境界標引照図及び道路等の横断面図等を添付することを求められている。

(2) 本件市道の幅員図について

当審査会の調査によると、本件市道の幅員図に関して、次の事実が認められる。

ア 本件市道の幅員に関して、実施機関が保有している文書としては、道路台帳及び耕地整理の換地の際に作成された図面がある。

イ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）は、道路台帳を具備することを道路管理者に義務付けているものの、道路台帳に道路の幅員が正確に記載されているものと、道路台帳に現況の構造物の端が示されている程度で、幅員が正確に記載されていないものとが混在していると認められる。本件市道の道路台帳における幅員は、寸法入りで記載されているものの、本件市道の東側の所有者と立会いを行っていないため、その寸法は名古屋市が主張する幅員という意味でしかなく、正確なものとは認められない。

ウ また、本件市道に係る耕地整理の換地の際に作成された図面があるが、本件市道は耕地整理の区域境の道路であるため、当該図面を調査しても幅員の明示はされていない。

エ したがって、本件市道の本来の幅員を示すものは存在しないと認められる。しかし、本件市道の西側部分について、本件企業から提出された本件行政文書があり、それが本件市道の片方の境界を示す正確な図面であり、本件市道に関する一番確証の高い文書であるものとして特定したものである。

オ 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、本件行政文書以外に存在しないと認められる。

4 争点②について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

当審査会は、まず、本件財産情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件財産情報は、本件市道に係る道路区域線の証明願の引照図に記載されている個人所有の土地の寸法等であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

ウ また、本件財産情報を公開すると、個人が所有している土地の寸法に関する情報が明らかになり、このような個人が保有する財産に関する情報については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

エ したがって、本件財産情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性

次に、本件測量事務所情報、本件氏名並びに本件企業及び本件測量事務所の印影に関する情報（以下「本件印影情報」という。）が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件測量事務所情報について

(ア) 本件測量事務所情報は、本件企業が土木事務所長に対して道路区域線の証明願を提出するために添付資料の作成を委託した企業に関する情報であるので、法人等に関する情報であることは明らかである。

(イ) 次に、本件測量事務所情報を公開すると、本件企業に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件測量事務所情報は、本件企業が、道路区域線の証明願の添付資料の作成を委託した事業者名等であり、本件企業が事業活動を行う上で、生産又は技術上のノウハウに関する情報とは認められないことから、これを公開したとしても、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

ウ 本件氏名について

(ア) 本件氏名は、本件測量事務所に所属する土地家屋調査士の氏名に関する情報であり、事業を営む個人に関する情報であることは明らかである。

(イ) 次に、本件氏名を公開すると、本件土地家屋調査士に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件氏名は、本件測量事務所に所属する土地家屋調査士の氏名に関する情報であり、土地家屋調査士の氏名は、官報で公告されているほか、本件測量事務所の代表者であることから、これを公開したとしても、本件測量事務所に明らかに不利益を与えるとは認められない。

エ 本件印影情報について

(ア) 本件印影情報は、本件企業及び本件測量事務所の事業に関する情報であることは明らかである。

(イ) 次に、本件印影情報を公開すると、本件企業及び本件測量事務所に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件印影情報は、それが押印されている文書の真正性を示すものとして使用されているものと認められ、また、本件企業及び本件測量事務所は、本件印影情報を事業上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められないことから、これを公開すると、当該法人名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生ずるおそれは否定できず、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められる。

オ 以上のことから、本件測量事務所情報及び本件氏名は条例第7条第1項第2号に該当すると認められないが、本件印影情報は同号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年4月24日	諮問書の受理
5月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月29日	実施機関の弁明意見書を受理
7月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

11月22日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成19年 5 月23日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
9 月21日 (第82回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月23日 (第83回審査会)	調査審議
平成20年 5 月13日 (第90回審査会)	調査審議
10月14日 (第95回審査会)	調査審議
10月24日	答申